

# 要 望 書

令和7年7月29日

大 分 県 市 長 会

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

令和7年7月29日

大分県市長会会長 長野 恭紘

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大 | 分 | 市 | 長 | 足 | 立 | 信 | 也 |
| 別 | 府 | 市 | 長 | 長 | 野 | 恭 | 紘 |
| 中 | 津 | 市 | 長 | 奥 | 塚 | 正 | 典 |
| 日 | 田 | 市 | 長 | 棕 | 野 | 美 | 子 |
| 佐 | 伯 | 市 | 長 | 富 | 高 | 智 | 子 |
| 白 | 杵 | 市 | 長 | 西 | 岡 | 国 | 隆 |
| 津 | 久 | 見 | 市 | 石 | 川 | 正 | 史 |
| 竹 | 田 | 市 | 長 | 土 | 居 | 昌 | 弘 |
| 豊 | 後 | 高 | 市 | 佐 | 木 | 敏 | 夫 |
| 杵 | 築 | 市 | 長 | 永 | 松 |   | 悟 |
| 宇 | 佐 | 市 | 長 | 後 | 藤 | 竜 | 也 |
| 豊 | 後 | 大 | 市 | 川 | 野 | 文 | 敏 |
| 由 | 布 | 市 | 長 | 相 | 馬 | 尊 | 重 |
| 国 | 東 | 市 | 長 | 松 | 井 | 督 | 治 |

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 地域おこし協力隊への「移住応援給付金」支給条件の改善について

「移住応援給付金」は、移住促進のため、5年以上の定住意思を有した県外からの移住者へ移住時に各市町村が給付するものであるが、県は1/2の補助を市町村に対して行っている。しかし、県の補助基準では、県外から移住した地域おこし協力隊への給付は、移住時ではなく、地域おこし協力隊の任期(通例3年間)終了後しか給付できない制度となっている。

当該制度設計の理由として県は、地域おこし協力隊の任期は3年であり、任期前の退任が散見され、任期満了後の定住率が高いとは言えないためとしている。しかし、総務省のデータによれば、直近5年間の大分県内の地域おこし協力隊の定住率は、全国平均の69.8%を上回る71.1%と九州・沖縄でトップを誇っている。

地域おこし協力隊制度は、国、県が、各市町村と一体となって推進している制度であり、制度の目的としては、協力隊員が地域おこし、地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図るというものである。

人口減少が急速に進み、高齢化集落対策が喫緊の課題となる中で、今後も地域おこし協力隊が県内の各地域で活動し、地域の課題解決にあたって頂くことは重要なことであること、これまで、任期終了後に起業・就業して定住している事例も多くあり、移住のモデルケースとなっている側面があることから、地域おこし協力隊制度に期待する役割は今後も増していくと思われる。

また、そもそも「移住応援給付金」の前身の制度は、引っ越し補助など、移住に関してお金をかける費用の支援であったが、補助金の手続き等利活用をしやすくするため、現在のようになり、移住をしたことに対して一括交付金として給付金を支給することになった経緯があること、全国的に地域おこし協力隊のなり手不足がある状況下においては、県外から転入する地域おこし協力隊には、他の移住者と同様に移住時の給付金を支給することがインセンティブとなりえると考えられる。

以上のことから、地域おこし協力隊への移住応援給付金の支給時期については、これまでの任期終了後に加え、新たに移住時を追加し、各市町村が支給時期を選択できるような支給条件の改善を要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 福岡県ドクターヘリ運航に関する 地元市町の負担金について

平成18年に、福岡県、佐賀県及び大分県は、福岡県のドクターヘリの共同運航を開始し、福岡県ドクターヘリの運航対象地域となる日田市、中津市、玖珠町、九重町については、大分県との協定に基づき、大分県が福岡県に対して負担する運航経費の2分の1の額を大分県に負担している。

その後、平成24年に大分県全域を運航対象地域として、大分県ドクターヘリの運航が開始されており、運航経費については、全額を国(補助率1/2)と大分県が負担しており、市町村の財政負担が発生しないよう運用されている。

さらに、この大分県の財源は、交付税措置の対象となっているが、本措置は都道府県のみが対象であり、市町村は対象となっていない。このことから、国民が利用するドクターヘリの運航経費は国と都道府県で負担すべきものと考えられる。なお、九州管内においても、ドクターヘリの運航経費を負担している市町村は、大分県の当該2市2町のみとなっている。

しかしながら、平成24年度以降、平成18年に当該市町が大分県と締結した福岡県ドクターヘリ共同運航の経費負担を定めた協定の改正が行われておらず、県内の他の医療圏ではかからない、ドクターヘリの運航に関する費用が、当該市町では大きな財政負担となっている。

県西部地域では、大分県ドクターヘリでは時間がかかり、またこの地域の医療機関は福岡県内にある高度医療機関等との関わりが深いため、やむを得ず福岡県ドクターヘリを利用することが多い。一刻を争う救急救命の現場においては、市町の費用負担の有無の観点から大分県2機、福岡県1機のどれを出動させるか判断することはなく、また、現場から最も早く搬送できる福岡県ドクターヘリを利用することは、市町に負担を求めるべき特別の受益があるとは考えられず、同じ県民で居住地によって県の負担に格差をつけることは妥当ではない。

以上のことから、三次救急医療体制の充実並びに県民に対する県負担の格差是正のため、県民のドクターヘリ利用については、福岡県ドクターヘリを利用する場合であっても、国と、財源措置がされている県で費用を負担するよう、要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 「大分県こども医療費助成事業」における 助成対象範囲の拡大について

大分県では、未就学児の入院・通院及び小中学生の入院に係る医療費、令和6年4月からは高校生世代の入院・通院に係る医療費を助成する「こども医療費助成事業」を実施しており、その助成に要する費用は県と市町村が2分の1ずつ負担している。これは、県が市町村と共同で子育て世帯の経済的な負担を軽減しようとするものである。

しかしながら、これまで県は、財政状況を勘案し、子育て世帯に負担の大きい、小中学生の通院に係る医療費までは助成していない。このため、県内の全ての市町村が、厳しい財政状況の中、小中学生の通院に係る医療費を単独事業で助成している状況であり、その費用負担は大きいものがある。

このことから、助成対象に小中学生の通院を加えるよう、引き続き強く要望するとともに、こども・子育ての経済的支援を主要施策に掲げる国に対しても、全国知事会などと連携して国の責任と財源において実現することを強く要望するよう求める。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 5歳児健診に係る医師派遣の広域調整について

5歳児健診は、国の令和5年度補正予算で母子保健衛生費国庫補助金の補助対象となったことにより、実施が推進されているところである。5歳児健診は、就学にあたり、教育部門と連携する等により、不登校が減少したなどの効果もみられており、重要な健診である。

当市では、早期の5歳児健診開始を目指して、現在関係機関や部署と協議を行っている中、医師の確保が最大の課題となっている。県内では、地域の実情に応じ必要な対象者のみ医師診察を行うなど、それぞれの自治体の工夫で5歳児健診や5歳児相談を行っているところである。

現時点でも医師の確保に苦慮する中、国が推進する5歳児健診を県内全ての市町村が国の示す要件に沿って実施するには、医師確保の課題を解決する必要がある。

母子保健衛生費国庫補助金に係るQ&Aの令和6年6月の改正で、対象者全てに5歳児健診を実施する体制を構築することを前提に、今後2～3年を目途に発達等に課題のある幼児等を対象に健診を実施することも差し支えないとされているが、少子化及び医師の高齢化等により、今後小児科医は減少する見込みだと思われ、どの市町村でも医師が不足するのは確実である。また、医療機関の偏在により、地域格差が生じることが懸念される。

前記の理由により各市町村単独での医師の確保が困難であることから、各市町村がスムーズにまた継続的に5歳児健診を実施できるよう、大分県において県医師会等との調整等広域的な医師確保の体制の構築を行うよう要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 「おおいた園芸産地づくり支援事業」における いちご(ベリーツ以外の品種)への支援拡充について

大分県は、8年の歳月をかけて開発した大分県オリジナルいちご「ベリーツ」の販売を2017年に始め、令和3年度の農業総合戦略会議の議論を経て、令和4年度からはベリーツを短期集中県域支援品目に認定し、手厚い補助を行い、「ベリーツ」の生産拡大に取り組んでいる。

その際、いちごだけ品種による支援品目の位置づけを行い、「ベリーツ」は「おおいた園芸産地づくり支援事業」での補助率の良い短期集中県域支援品目に、その他のいちごは補助率が落ちる地域担い手支援品目となっている。

令和5年度の大分県内におけるベリーツの作付面積は、ベリーツを除くいちご全体の作付面積と肩を並べるまでに至っているが、県内でもほとんどの自治体が「ベリーツ」以外のいちごも生産している状況である。

ベリーツはさがほのかなど、他のイチゴに比べ単価が高く、高収益を生む品種ではあるが、高度の栽培技術を要することから、ベリーツのみ単品種での栽培はリスクを伴い、安定的な経営を維持することのネックとなっている。

このことから、多くの生産者が長年栽培し、栽培技術の確立したさがほのか等、ベリーツ以外の品種に対する支援を要望する声が多く聞かれる。

以上のことから、いちごの産地化を今後も推進していくことを目的に、ベリーツ以外の品種についても支援の拡充を要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 「おおいた園芸産地づくり支援事業」における 園地継承対策の補助対象範囲の拡大について

当市では、瀬戸内海式特有の温暖な気候を利用した施設園芸が盛んで、いちご、みかん、花きは県内でもトップクラスの産地であり、県内外から高い評価を得ている。

そのような中、全国的に深刻な課題として農家の高齢化や人手不足、耕作放棄地の増加などが挙げられ、その対策が急務になっている。

とりわけ、高齢化は深刻であり、農林水産省が公表した「農業労働力に関する統計」によると、基幹的農業従事者（仕事として主に自営農業に従事している者）の平均年齢は、2015年が67.1歳、2022年が68.4歳と高齢化が長く続いていることがわかる。

このような課題の解決に向けて、各市では、若い農業者いわば「新規就農者」の確保が必要と考え、県、農協、各品目の部会の協力をいただき、ファーマーズスクールを立ち上げ研修を行い、新規就農者の確保に努めてきた。

現在、当市では20名を超えるファーマーズ研修生が2年間の研修を終え、市内で園地を構え、日々農業に励んでいる。

このファーマーズスクールの主な品目は、いちご、みかん、花きやスナップエンドウなど施設園芸品目が多く、当市の主要な品目として県内外から高い評価をいただいており、ふるさと納税返礼品としても大変好評である。

また、近年の園芸品目における施設整備を進める中では、資材の高騰や建設費低減を目的として、新設のハウスではなく、遊休ハウスを活用する方針で新規就農者の就農を進めている。その継承した遊休ハウスでは、研修を積んだ新規就農者であっても、研修園地と就農園地で、その地域特有の土質や水環境の違いから、就農直後に栽培方法に戸惑い、苦慮する事例が見受けられる。

そのような中、大分県では「おおいた園芸産地づくり支援事業」の優良果樹園地継承対策として、遊休ハウスの元園主をアドバイザーとして委嘱し、新規就農者の技術指導等をサポートする事業があり、新規就農者の支援対策として大変有効と考えているが、現在の補助対象は果樹品目（柑橘系、キウイフルーツ、なし等）に限定されている。

については、新規就農者の更なる確保を図るため、各市の産地担い手ビジョンに定められた品目のうち、いちごや花卉、ピーマン、ミニトマト、ネギなど大分県が他県に誇る施設園芸品目についても、園地継承対策の品目に拡大していただくよう要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 有害鳥獣捕獲に係る県補助金の拡充について

従来、鳥獣被害防止を目的とする有害鳥獣捕獲は、農作物を守る防護柵の設置とともに害獣の個体数を減らす重要な対策の一つであるが、イノシシは多産という理由から、シカと比べると捕獲による効果が低いとされ、県のイノシシ捕獲報償上限単価は猟期内には適用が無く、猟期外の幼獣についてのみ3,000円が適用されており、各自治体で活用されている。

このような中、猟期内のイノシシは、猟期外よりも買取価格が上昇し、狩猟者の捕獲意欲も高くなるが、その一方で、捕獲数を増やすため容易に捕獲できる場所を選ぶなど捕獲場所が偏りがちとなり、イノシシによる農作物被害は猟期内においても広範囲で多く寄せられることから、捕獲要請が後を絶たない状況である。

現在、猟期内のイノシシの捕獲報償金は、各自治体が独自で財源を確保し、鳥獣被害防止計画等に基づき、それぞれの状況に応じた捕獲報償金を定めていることから、自治体によって捕獲報償金に差異が生じている。

猟期内外に関係なく通年で行われる有害鳥獣捕獲において、猟期内イノシシと猟期外イノシシの捕獲報償金の差異は、有害鳥獣捕獲従事者の捕獲意欲を下げるとともに、高齢化や後継者不足により、狩猟の技術や経験の伝承が困難となりつつある中、今後の担い手の確保にも影響を与えるものと懸念している。昨今では農地のみならず、イノシシが市街地まで出没し、住民の安心安全が担保できない状況も散見され、有害鳥獣捕獲従事者には今まで以上に重要な役割を担っていただかなければならない。

前述のとおり、イノシシは多産であるため捕獲による効果は低いとされている。しかしながら、イノシシの妊娠期間は4～5か月で、4月から6月に出産するため、妊娠期間中である猟期内のイノシシの捕獲圧を強化することは、一般狩猟とあわせて生育個体数を調整する上で、一定の効果が見込めるものと考えている。

以上のことから、県補助金に猟期内イノシシ捕獲報償金の成獣及び幼獣を追加することで、猟期内と猟期外のイノシシ捕獲報償金の差異の解消が容易になり、あわせて有害鳥獣捕獲従事者の捕獲意欲の向上及び後継者の確保が期待されることから、「大分県鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業実施要領」内の補助対象に「猟期内イノシシ」を追加していただき、必要な財源の確保を要望する。

《県担当部署》 農林水産部 森との共生推進室

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 「大分県浄化槽設置整備事業費補助金」の継続について

現在「大分県浄化槽設置整備事業費補助金」により、既存の単独処理槽又は既設の汲み取り槽から合併浄化槽への設置替えに対して、国庫補助事業の基準額を上回る費用を市町が補助する場合には、1基あたり最大20万円の大分県独自の上乗せ補助を実施しているところである。

しかし、この上乗せ補助は令和7年度までが補助期間となっており、生活排水処理率の向上の妨げになる等の影響が懸念される。

ついては、合併処理浄化槽の整備拡充の推進、生活環境及び公衆衛生の向上のため、「大分県浄化槽設置整備事業費補助金」における上乗せ補助の延長と補助制度そのものの継続を要望する。